

○三鷹市生活安全条例

平成14年10月 1 日条例第29号

三鷹市生活安全条例

私たちのまち三鷹市は、これまで安全でうるおいのある暮らしやすい都市として発展してきた。

しかし、近年、犯罪の発生件数が増加傾向にあり、特に、被害に遭いやすい子供、高齢者等の生活の安全が脅かされるようになってきた。

このような状況の中で犯罪の発生を防ぐためには、警察や市など行政機関による取組だけでなく、市民一人ひとりが生活の安全に関する意識を高め、日常生活の中で防犯対策を行っていくこと、また、市民等、事業者、土地所有者等、ボランティア、民間非営利組織及び市内の公共的団体が自主的に生活の安全を確保するための活動を行っていくことが求められている。

私たちは、すべての関係者が協働して安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民等の生活の安全に関する意識の高揚を図るとともに、犯罪を防止するための自主的な活動を推進することにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活の安全 犯罪を防止することにより市民等の生命、身体及び財産を守り、市民等が地域社会の中で安全で安心して暮らすことができることをいう。
- (2) 市民等 市内に住所を有する者、居住する者、通勤し、又は通学する者及び滞在する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 市民等の生活の安全に関する意識の高揚を図るための広報及び啓発
- (2) 市民等、事業者、土地所有者等、ボランティア、民間非営利組織及び市内の公共的団体に

よる生活の安全の確保に寄与する自主的な活動（以下「生活安全活動」という。）に対する情報提供等の支援

(3) 市の公共施設等に係る安全な環境の整備

(4) 土地等に係る安全な環境の整備に関する指導及び助言

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 市長は、前項第3号及び第4号に掲げる事項について、安全な環境を整備するために配慮すべき指針を定めるものとする。

3 市長は、第1項の施策の実施に当たっては、子供、高齢者等の生活の安全の確保に特に配慮したうえで、三鷹市の区域を管轄する警察署等関係行政機関（以下「関係行政機関」という。）、生活安全活動を推進する団体等と緊密な連携を図るものとする。

（関係行政機関の責務）

第4条 関係行政機関は、市民等の生活の安全の確保に必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する前条第1項の施策に積極的に協力するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、自らの生活が安全に営まれる環境の確保に努め、生活安全活動を推進するとともに、市長が実施する第3条第1項の施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、自らの事業活動が安全に行われる環境の確保及び市民等の生活の安全の確保に必要な措置を講じ、生活安全活動を推進するとともに、市長が実施する第3条第1項の施策に協力するものとする。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地等に係る安全な環境の確保及び市民等の生活の安全の確保に必要な措置を講じ、生活安全活動を推進するとともに、市長が実施する第3条第1項の施策に協力するものとする。

（生活安全推進協議会）

第8条 安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、三鷹市生活安全推進協議会を設置する。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。